

令和7年度所沢市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度所沢市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	35床	(許可病床数49床)
(2) 年間患者数		
入院	12,775人	
外来	48,746人	
(3) 一日平均患者数		
入院	35人	
外来		
平日	169人	
休日	55人	
小児夜間急患診療	7人	
小児深夜帯急患診療	4人	
二次救急	2人	
(4) 年間健康検診者数		
人間ドック検診	10,600人	
生活習慣病検診	1,200人	
指定検診	22,513人	
特定健診等	880人	
(5) 主要な建設改良事業		
病院整備費	152,824千円	
固定資産購入費	324,435千円	
リース資産購入費	4,899千円	

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 病院事業収益		2, 0 1 0, 8 7 6 千円
第 1 項 医業収益		1, 7 4 1, 5 7 0 千円
第 2 項 医業外収益		2 6 9, 2 9 6 千円
第 3 項 特別利益		1 0 千円
	支	出
第 1 款 病院事業費		2, 2 8 8, 0 3 8 千円
第 1 項 医業費用		2, 2 0 1, 6 9 4 千円
第 2 項 医業外費用		8 1, 2 8 9 千円
第 3 項 特別損失		5, 0 0 0 千円
第 4 項 予備費		5 5 千円

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 5 1, 7 4 9 千円は過年度分損益勘定留保資金 7, 8 6 0 千円及び当年度分消費税資本的収支調整額 4 3, 8 8 9 千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第 1 款 資本的収入		4 4 7, 2 0 0 千円
第 1 項 企業債		4 4 2, 2 0 0 千円
第 2 項 負担金		5, 0 0 0 千円
	支	出
第 1 款 資本的支出		4 9 8, 9 4 9 千円
第 1 項 建設改良費		4 8 2, 1 5 8 千円
第 2 項 企業債償還金		1 1, 2 9 1 千円
第 3 項 予備費		5, 5 0 0 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
事務機器借料	令和 8 年度から令和 1 2 年度まで	1 5, 0 0 8 千円
施設警備委託料	令和 8 年度から令和 1 0 年度まで	3 9 6 千円
令和 8 年度開始前に契約事務を行う業務 (材料費・委託料・賃借料)	令和 8 年度まで	契約により決定した額

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
医 療 機 器 整 備 事 業	306,900 千円	普 通 貸 借 又 是 証 券 発 行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り 入れる政府資金及び機構資金につ いて、利率の見直しを行った後 においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件に より、銀行その他の場合にはその債権 者と協定する融資条件による。 ただし、企業財政の都合により据置 期間及び償還期限を短縮し、若しくは 繰上償還又は低利に借換えすることが できる。
市民医療センター再整備事業	135,300 千円			

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、2 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用及び医業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 9 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|----------------|
| (1) 職員給与費 | 1, 275, 769 千円 |
| (2) 交際費 | 100 千円 |

(他会計からの補助金)

第 10 条 病院事業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、210,000 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第 11 条 たな卸資産の購入限度額は、66,000 千円と定める。

(重要な資産の取得)

第 12 条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
器械備品	医療情報システム(電子カルテ)	1 式

令和 7 年 2 月 18 日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊